

民生環境協議会協議事項

〔 日時 令和7年7月18日(金)
午前10時
場所 第三委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 病児送迎サービス事業の開始について
- 2 みちのく記念病院に係る市の対応について
- 3 令和6年度大気環境測定結果について
- 4 令和6年度ダイオキシン類濃度測定結果について

病児送迎サービス事業の開始について

1. 事業概要

保育中又は就学中の児童に急な体調不良が生じた際に、仕事等の理由により児童を迎えに行くことが困難な保護者に代わり、病児保育事業を実施している施設の看護師又は保育士等が保育施設等へ迎えに行き、病児保育室で児童を預かることにより、利用者の利便性の向上を図り、子育て世帯の仕事と家庭の両立を支援するもの。

2. 実施施設

滝沢小児科内科医院 病児保育室ひまわり（所在地：八戸市根城5丁目3-17）

3. 送迎サービスの概要

(1) 対象者

次の要件に該当する児童

- ①市内の保育施設等に入所・通学している0歳6か月から小学6年生
- ②1年以内に病児保育室ひまわりもしくは滝沢小児科内科医院を利用したことがあり、病児・病後児予約システムに登録済みであること

(2) 利用方法

<事前登録>

- ①保護者が対象児童に関する情報を記入した「事前登録申請書」と「利用に関する同意書」を病児保育室へ提出する。
- ②送迎サービスを利用することを保育施設等へお知らせするため、「利用に関するご協力をお願い」に必要事項を記入し、保育施設等へ提出する。

<利用当日>

- ①保育施設等から児童が発熱等体調不良である旨の連絡を受けた保護者は、病児保育室へ送迎を依頼するとともに、保育施設等へ病児送迎サービスを利用することを連絡する。
- ②病児保育室は、看護師または保育士等が保育施設等に児童を迎えに行き、病児保育室に併設する医療機関で受診させる。
- ③受診後は病児保育室利用となり、保護者が終了時刻までに迎えに行く。

- (3) 利用時間 月曜日から金曜日の10時から15時まで（木曜日午後は利用不可）

※保護者の迎えは17時30分まで

- (4) 利用料 無料（※病児保育利用料1,500円は利用者負担）

- (5) 事業開始 令和7年8月1日

- (6) 周知方法 市ホームページ、はちすくLINE、子育てアプリはちも、広報はちのへ、市内保育施設及び各小学校へチラシ配布

みちのく記念病院に係る市の対応について

1. 概要

みちのく記念病院の医師2名が令和7年2月に逮捕されたことを受け、市は、同院の今後の医療提供体制に問題がないか早急に確認する必要があると判断し、県の協力を得て医療法に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）を実施した。立入検査の結果、適正を欠く事実が明らかになったことから、市及び県は改善勧告による行政指導等を行ってきたが、さらなる実態把握を進めた結果、違反事項が確認され、法の規定による行政処分の必要性が認められることから、関係法令の規定に基づき、保健所設置市として、その旨を、行政処分の権限を有する県に通知したものの。

2. 対応経過

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 令和7年2月19日 | 立入検査 |
| 令和7年2月26日 | 立入検査 |
| 令和7年3月7日 | 改善勧告による行政指導の実施（改善報告の受理は3月17日） |
| 令和7年3月12日 | 立入検査 |
| 令和7年3月27日 | 立入検査 |
| 令和7年5月9日 | 立入検査 |
| 令和7年5月15日 | 立入検査 |

3. 違反事項

- ・病院が勤務する各医師の勤務時間数を把握していなかった。
⇒実際の出退勤状況を確認せず、事務職員が画一的にタイムカードを打刻していたことが判明
- ・これまでの立入検査や行政指導に際し、病院が事実と異なる説明や報告を行っていた。
⇒実際には常勤医師の勤務時間数(32時間)に満たない医師を常勤と報告していたことが判明

4. 行政処分に係る通知

(1) 根拠法令：医療法施行令第4条の4（要約）

立入検査の権限を有する保健所設置市長は、行政処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(2) 処分を行う必要があると認められる理由

立入検査で明らかになった事項は、病院の管理者に係る管理・運営上の監督義務について定める医療法第15条第1項に違反するものであり、病院の健全かつ適切な運営及び医療提供体制を確保するためには、同法の規定による処分を踏まえた違反事項の着実な改善が必要であると認められる。

(3) 通知日

令和7年7月18日（金）

令和6年度大気環境測定結果について

大気汚染防止法第22条に基づき、市内の大気環境を常時監視するものである。

1 大気汚染常時監視（テレメータシステム）

一般環境大気測定局4局（八戸小学校・八戸特別地域気象観測所・根岸小学校・桔梗野小学校）、自動車排出ガス測定局1局（六日町）において測定を実施した。（資料-1）

環境基準が定められている6物質のうち、光化学オキシダント（八戸小学校測定局）を除き環境基準を達成した。

光化学オキシダントについては、昼間の1時間値の最高が0.087ppmと環境基準値の0.06ppmを超過した。（資料-2）

2 有害大気汚染物質モニタリング調査

八戸小学校1地点において測定を実施した。

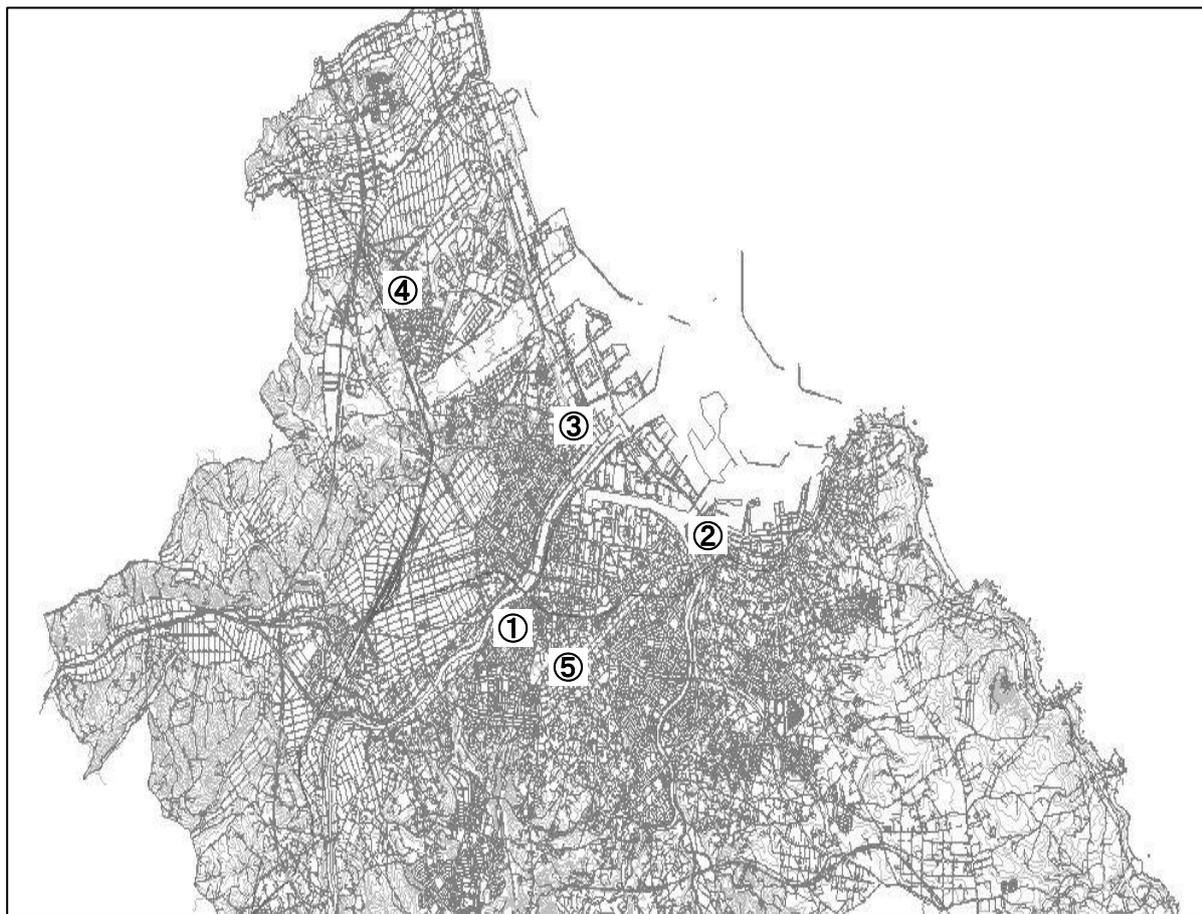
環境基準が定められている4物質について、すべて環境基準を達成した。また、指針値が設定されている11物質について、すべて指針値を下回った。（資料-3）

3 大気環境中における重金属類調査（ニッケル化合物）

本調査は重金属類の大気中濃度を詳細に把握することを目的として、八戸小学校及び根岸小学校の2地点において測定を実施した。

測定結果について、2地点とも指針値を下回った。（資料-3）

大氣環境測定地点図



①八戸小学校

②八戸特別地域気象観測所

③根岸小学校

④桔梗野小学校

⑤六日町

令和6年度大気汚染常時監視結果

1. 二酸化硫黄

| 測定局区分 | 測定局名 | 日平均値 (年間) | 1時間値の 最高値 | 日平均値の 年間2%除外値 | 短期的評価 | 長期的評価 |
|---------------|-----------------|--------------|--------------|------------------|-----------|-----------|
| | | (ppm) | (ppm) | (ppm) | 適(○)、否(×) | 適(○)、否(×) |
| 一般環境 大気測定局 | 八戸小学校 | 0.000 | 0.013 | 0.002 | ○ | ○ |
| | 八戸特別地域 気象観測所 | 0.001 | 0.018 | 0.002 | ○ | ○ |
| | 根岸小学校 | 0.001 | 0.093 | 0.006 | ○ | ○ |
| | 桔梗野小学校 | 0.001 | 0.032 | 0.002 | ○ | ○ |

- (注) 1 短期的評価による適(○)は、すべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)において、日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、すべての測定時間において1時間値が0.1ppm以下である場合。
2 長期的評価による適(○)は、日平均値の上位2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合。

2. 二酸化窒素

| 測定局区分 | 測定局名 | 日平均値の 年間98%値 | 環境基準 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------|
| | | (ppm) | 適(○)、否(×) |
| 一般環境 大気測定局 | 八戸小学校 | (0.010) | (○) |
| | 八戸特別地域 気象観測所 | 0.014 | ○ |
| | 根岸小学校 | 0.012 | ○ |
| | 桔梗野小学校 | 0.006 | ○ |
| 自動車排出 ガス測定局 | 六日町 | 0.019 | ○ |

- (注) 1 環境基準の適(○)は、1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合。
(注) 2 八戸小学校は測定機故障により有効測定日数に満たなかったため参考扱い。

3. 浮遊粒子状物質

| 測定局区分 | 測定局名 | 日平均値 (年間) | 1時間値の 最高値 | 日平均値の 年間2%除外値 | 短期的評価 | 長期的評価 |
|----------------|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------|-----------|
| | | (mg/m ³) | (mg/m ³) | (mg/m ³) | 適(○)、否(×) | 適(○)、否(×) |
| 一般環境 大気測定局 | 八戸小学校 | 0.007 | 0.073 | 0.022 | ○ | ○ |
| | 八戸特別地域 気象観測所 | 0.011 | 0.133 | 0.029 | ○ | ○ |
| | 根岸小学校 | 0.011 | 0.179 | 0.028 | ○ | ○ |
| | 桔梗野小学校 | 0.009 | 0.102 | 0.028 | ○ | ○ |
| 自動車排出 ガス測定局 | 六日町 | 0.009 | 0.168 | 0.027 | ○ | ○ |

- (注) 1 短期的評価による適(○)は、すべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)において、日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、すべての測定時間において1時間値が0.20mg/m³以下である場合。
2 長期的評価による適(○)は、日平均値の上位2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合。

4. 微小粒子状物質

| 測定局区分 | 測定局名 | 日平均値の 年間98%値 | 年平均値 | 短期的評価 | 長期的評価 |
|----------------|-------|------------------------------|------------------------------|-----------|-----------|
| | | ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | 適(○)、否(×) | 適(○)、否(×) |
| 一般環境 大気測定局 | 八戸小学校 | 19.7 | 7.3 | ○ | ○ |
| 自動車排出 ガス測定局 | 六日町 | 20.8 | 7.3 | ○ | ○ |

- (注) 1 短期基準に関する評価による適(○)は、測定結果の年間98パーセンタイル値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である場合。
2 長期基準に関する評価による適(○)は、測定結果の年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である場合。

5. 一酸化炭素

| 測定局区分 | 測定局名 | 日平均値 (年間) | 8時間平均値が 20ppmを超えた回数 | 日平均値の 年間2%除外値 | 短期的評価 | 長期的評価 |
|----------------|------|--------------|------------------------|------------------|-----------|-----------|
| | | (ppm) | (回) | (ppm) | 適(○)、否(×) | 適(○)、否(×) |
| 自動車排出 ガス測定局 | 六日町 | 0.3 | 0 | 0.4 | ○ | ○ |

- (注) 1 短期的評価による適(○)は、すべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)において、日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下である場合。
2 長期的評価による適(○)は、日平均値の上位2%除外値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合。

6. 光化学オキシダント

| 測定局区分 | 測定局名 | 昼間の1時間値 の最高値 | 環境基準 |
|---------------|-------|-----------------|-----------|
| | | (ppm) | 適(○)、否(×) |
| 一般環境 大気測定局 | 八戸小学校 | 0.087 | × |

- (注) 1 環境基準の適(○)は、1時間値の最高値が0.06ppm以下である場合。
2 「昼間」とは、5時から20時までの時間。

〈参考〉非メタン炭化水素

| 測定局区分 | 測定局名 | 6～9時における 平均値(年間) |
|----------------|-------|---------------------|
| | | (ppmC) |
| 一般環境 大気測定局 | 八戸小学校 | 0.10 |
| 自動車排出 ガス測定局 | 六日町 | 0.11 |

- (注) 1 環境省の指針として光化学オキシダントの生成に関係があるとされる非メタン炭化水素(NMHC)について、午前6時から午前9時までの3時間の平均値0.20～0.31ppmCが示されている。

令和6年度 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

測定局:八戸小学校

| 調査対象物質 | 年平均値 | 環境基準 | 単位 |
|--------------|--------|----------|--------------------------|
| ベンゼン | 0.66 | 3 以下 | $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
| トリクロロエチレン | 0.009 | 130 以下 | |
| テトラクロロエチレン | 0.023 | 200 以下 | |
| ジクロロメタン | 0.56 | 150 以下 | |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.13 | (1.6 以下) | |
| 1,3-ブタジエン | 0.037 | (2.5 以下) | |
| アクリロニトリル | 0.031 | (2 以下) | |
| 塩化ビニルモノマー | 0.0057 | (10 以下) | |
| クロロホルム | 0.15 | (18 以下) | |
| 塩化メチル | 1.3 | (94 以下) | |
| アセトアルデヒド | 0.86 | (120 以下) | |
| 酸化エチレン | 0.039 | - | |
| ホルムアルデヒド | 1.6 | - | |
| ヒ素及びその化合物 | 0.74 | (6 以下) | |
| 水銀及びその化合物 | 1.9 | (40 以下) | |
| ニッケル化合物 | 3.0 | (25 以下) | |
| マンガン及びその化合物 | 21 | (140 以下) | |
| クロム及びその化合物 | 9 | - | |
| トルエン | 1.3 | - | |
| ベリリウム及びその化合物 | 0.010 | - | |
| ベンゾ[a]ピレン | 0.09 | - | |

()内の数字は指針値

令和6年度 大気中重金属類調査結果

(単位:ng/m³)

| 調査対象物質 | 八戸小学校 | 根岸小学校 | 指針値 |
|---------|-------|-------|------|
| ニッケル化合物 | 0.80 | 0.77 | 25以下 |

令和6年度ダイオキシン類濃度測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき市内の「大気」、「公共用水域・地下水」及び「土壌」のダイオキシン類による汚染状況を把握するため常時監視するものである。

1. 大気

市内2地点において測定を4回実施した。測定結果は両地点とも環境基準を達成した。

| 測定地点 | 測定結果 (pg-TEQ/m ³) | | | | | 環境基準 |
|-------|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|----------|
| | 第1回目 | 第2回目 | 第3回目 | 第4回目 | 年平均値 | |
| 八戸小学校 | 0.012 | 0.013 | 0.010 | 0.011 | 0.012 | 年平均0.6以下 |
| 根岸小学校 | 0.014 | 0.011 | 0.017 | 0.012 | 0.014 | |

2. 公共用水域・地下水

公共用水域の水質7地点、底質1地点及び地下水1地点において測定を1回実施した。測定結果はいずれも環境基準を達成した。

○公共用水域

| 水 域 | 測定地点 | 水質 (pg-TEQ/L) | | 底質 (pg-TEQ/g) | |
|---------|--------------|---------------|------|---------------|-------|
| | | 測定結果 | 環境基準 | 測定結果 | 環境基準 |
| 五戸川 | 尻引橋 | 0.012 | 1以下 | - | 150以下 |
| 浅水川 | なかの橋 | 0.024 | | - | |
| 新井田川 | 湊橋 | 0.0037 | | 3.0 | |
| 世増ダム貯水池 | ダムサイト | 0.068 | | - | |
| 八戸前面海域 | St. 4 鮫・白銀前面 | 0.0034 | | - | |
| | St. 9 北沼前面 | 0.0032 | | - | |
| | St. 10 北沼前面 | 0.00045 | | - | |

○地下水

| 測定地点 | 測定結果 (pg-TEQ/L) | 環境基準 |
|------|-----------------|------|
| 田向地区 | 0.000021 | 1以下 |

3. 土壌

市内1地点において測定を1回実施し、環境基準を達成した。

| 測定地点 | 測定結果 (pg-TEQ/g) | 環境基準 |
|-------|-----------------|--------|
| 河原木地区 | 4.4 | 1000以下 |

※ ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナ - ポリ塩化ビフェニル(Co - PCB)の総和である。

※ 測定結果は毒性等量 (TEQ) で示す。